

● 低調な空き家バンク登録が示すもの

日経新聞 5月24日朝刊は、移住・交流推進機構が2018年の1月から2月にかけて調査した全国の空き家バンクの運営状況を紹介している。これによると、回答した1271の自治体の内の775市町村(61%)が空き家バンクを運営していると答えたが、当該自治体において、空き家の何割が登録されているか聞くと「1割未満」が62%、「1割～3割未満」が34%、合計で3割未満が96%と大半を占めた。空き家の利用を促す立場から見ると、空き家全体に占めるカバレッジはかなり低いといえよう。空き家バンクに登録しない背景を探るため、国土交通省が別に行った調査(複数回答)で、所有者に空き家にしておく理由を聞いた中では、「物置として必要」が45%、「解体費用をかけたくない」が40%、「将来使うかもしれない」が36%、「仏壇など捨てられないものがある」が33%、「特に困っていない」が38%と、所有者側に登録を躊躇させる理由がいろいろとあることが判明している。国土交通省は2018年4月から既存住宅流通を促そうと耐震性などの基準を満たす物件を「安心R住宅」と認定するしくみを設け、お墨付きを与えて消費者の不安を払拭する狙いだったが、これも今のところ力不足で、開始から半年の間に登録された物件は約500件にとどまっている。日経新聞は、固定資産税の新築取得の優遇(取得後3年ないし5年間の2分の1の税額控除制度)をはじめとして新築住宅を優遇する仕組みが多い中で、既存住宅の流通を支える仕組みが不十分なままでは、空き家対策に取り組んでも効果は限られると指摘した。